

頁	新	旧	変更内容
	<p>1. 1. 5 日数の解釈</p> <p>契約書類において使用する契約期間、指示工期及びその他の日数は、補修契約書第 1 条第 10 項によるものとし、すべて暦日で示され、<u>土曜日、</u>日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始の 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	<p>1. 1. 5 日数の解釈</p> <p>契約書類において使用する契約期間、指示工期及びその他の日数は、補修契約書第 1 条第 10 項によるものとし、すべて暦日で示され、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始の 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>新:4 旧:4</p>	<p>1. 1. 6 遵守すべき法令等</p> <p>受注者は、当該補修工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p><u>(1)会計法 (平成 18 年 6 月改正 法律第 53 号)</u> <u>(2)建設業法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</u> <u>(3)下請代金支払遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</u> <u>(4)労働基準法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号)</u> <u>(5)労働安全衛生法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)</u> <u>(6)作業環境測定法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)</u> <u>(7)じん肺法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)</u> <u>(8)雇用保険法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 63 号)</u> <u>(9)労働者災害補償保険法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)</u> <u>(10)健康保険法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)</u> <u>(11)中小企業退職金共済法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号)</u> <u>(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)</u> <u>(13)出入国管理及び難民認定法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号)</u> <u>(14)道路法 (平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号)</u> <u>(15)道路交通法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号)</u> <u>(16)道路運送法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 106 号)</u> <u>(17)道路運送車両法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 86 号)</u> <u>(18)砂防法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</u> <u>(19)地すべり等防止法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</u> <u>(20)河川法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)</u> <u>(21)海岸法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</u> <u>(22)港湾法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 45 号)</u> <u>(23)港則法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)</u> <u>(24)漁港漁場整備法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</u> <u>(25)下水道法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)</u> <u>(26)航空法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)</u> <u>(27)公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)</u> <u>(28)軌道法 (平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号)</u> <u>(29)森林法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)</u> <u>(30)環境基本法 (平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号)</u></p>	<p>1. 1. 6 遵守すべき法令等</p> <p>受注者は、当該補修工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p><u>(1)建設業法 (昭和 24 年 法律第 100 号)</u> <u>(2)下請代金支払遅延等防止法 (昭和 31 年 法律第 120 号)</u> <u>(3)労働基準法 (昭和 22 年 法律第 49 号)</u> <u>(4)労働安全衛生法 (昭和 47 年 法律第 57 号)</u> <u>(5)職業安定法 (昭和 22 年 法律第 141 号)</u> <u>(6)作業環境測定法 (昭和 50 年 法律第 28 号)</u> <u>(7)じん肺法 (昭和 35 年 法律第 30 号)</u> <u>(8)建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和 51 年 法律第 33 号)</u> <u>(9)出入国管理及び難民認定法 (平成 3 年 法律第 94 号)</u> <u>(10)道路法 (昭和 27 年 法律第 180 号)</u> <u>(11)道路交通法 (昭和 35 年 法律第 105 号)</u> <u>(12)道路運送法 (昭和 26 年 法律第 183 号)</u> <u>(13)道路運送車両法 (昭和 26 年 法律第 185 号)</u> <u>(14)砂防法 (明治 30 年 法律第 29 号)</u> <u>(15)地すべり等防止法 (昭和 33 年 法律第 30 号)</u> <u>(16)河川法 (昭和 39 年 法律第 167 号)</u> <u>(17)海岸法 (昭和 31 年 法律第 101 号)</u> <u>(18)港湾法 (昭和 25 年 法律第 218 号)</u> <u>(19)港則法 (昭和 23 年 法律第 174 号)</u> <u>(20)漁港漁場整備法 (昭和 25 年 法律第 137 号)</u> <u>(21)下水道法 (昭和 33 年 法律第 79 号)</u> <u>(22)航空法 (昭和 27 年 法律第 231 号)</u> <u>(23)公有水面埋立法 (大正 10 年 法律第 57 号)</u> <u>(24)軌道法 (大正 10 年 法律第 76 号)</u> <u>(25)森林法 (昭和 26 年 法律第 249 号)</u> <u>(26)環境基本法 (平成 5 年 法律第 91 号)</u> <u>(27)火薬類取締法 (昭和 25 年 法律第 149 号)</u> <u>(28)大気汚染防止法 (昭和 43 年 法律第 97 号)</u> <u>(29)騒音規制法 (昭和 43 年 法律第 98 号)</u> <u>(30)水質汚濁防止法 (昭和 45 年 法律第 138 号)</u></p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新	旧	変更内容
	(31)火薬類取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(31)湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年 法律第 61 号)	
	(32)大気汚染防止法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 41 号)	(32)振動規制法 (昭和 51 年 法律第 64 号)	
	(33)騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(33)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 法律第 137 号)	
	(34)水質汚濁防止法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)	(34)資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年 法律第 48 号)	
	(35)湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(35)文化財保護法 (昭和 25 年 法律第 214 号)	
	(36)振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(36)砂利採取法 (昭和 43 年 法律第 74 号)	
	(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成 27 年 7 月改正 法律第 58 号)	(37)電気事業法 (昭和 39 年 法律第 170 号)	
	(38)文化財保護法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(38)消防法 (昭和 23 年 法律第 186 号)	
	(39)砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	(39)測量法 (昭和 24 年 法律第 188 号)	
	(40)電気事業法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 59 号)	(40)建築基準法 (昭和 25 年 法律第 201 号)	
	(41)消防法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	(41)雇用保険法 (昭和 49 年 法律第 116 号)	
	(42)測量法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)	(42)労働者災害補償保険法 (昭和 22 年 法律第 50 号)	
	(43)建築基準法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 72 号)	(43)健康保険法 (昭和 11 年 法律第 70 号)	
	(44)都市公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(44)中小企業退職金共済法 (昭和 34 年 法律第 160 号)	
	(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)	(45)酸素欠乏症等防止規制 (昭和 47 年 労働省令 42 号)	
	(46)土壌汚染対策法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	(46)高圧ガス取締法 (昭和 26 年 法律第 204 号)	
	(47)駐車場法 (平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号)	(47)ガス事業法 (昭和 29 年 法律第 51 号)	
	(48)海上交通安全法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	(48)水道法 (昭和 32 年 法律第 177 号)	
	(49)海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	(49)都市公園法 (昭和 31 年 法律第 79 号)	
	(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 73 号)	(50)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律法 (平成 12 年 法律第 104 号)	
	(51)船員法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(51)駐車場法 (昭和 32 年 法律第 106 号)	
	(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(52)個人情報保護に関する法律 (平成 15 年 法律第 57 号)	
	(53)船舶安全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(53)公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年 法律第 18 号)	
	(54)自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(54)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年 法律第 127 号)	
	(55)自然公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(55)騒音障害防止のためのガイドライン (平成 4 年 10 月)	
	(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	(56)手すり先行工法に関するガイドライン (平成 21 年 4 月)	
	(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	(57)警備業法 (昭和 47 年 法律第 117 号)	
	(58)河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	(58)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年 法律第 100 号)	
	(59)技術士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	(59)エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和 54 年 法律第 49 号)	
	(60)漁業法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)	(60)その他の関係法令等	
	(61)空港法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)		
	(62)計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
	(63)厚生年金保険法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)		
	(64)航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)		
	(65)資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
	(66)最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)		
	(67)職業安定法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)		
	(68)所得税法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号)		
	(69)水産資源保護法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号)		
	(70)船員保険法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)		
	(71)著作権法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)		
	(72)電波法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)		

頁	新	旧	変更内容
	<p>(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)</p> <p>(75)農薬取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(76)毒物及び劇物取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 27 年 6 月法律第 50 号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月法律第 56 号)</p> <p>(79)警備業法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)</p> <p>(80)個人情報保護に関する法律(平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(82)車両制限令 (平成 26 年 5 月改正 政令第 187 号)</p> <p>(83)道路交通法施行令 (平成 28 年 7 月改正 政令第 258 号)</p> <p>(84)高圧ガス取締法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(85)ガス事業法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)</p> <p>(86)水道法 (平成 26 年 6 月 法律第 69 号)</p> <p>(87)その他の関係法令等</p> <p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該補修工事の設計図書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし、不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	<p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該補修工事の設計図書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし、不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	
			(略)
新:8 旧:7	<p>1. 1. 13 補修工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、補修工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負補修工事の施工能力を有すること。</p>	<p>1. 1. 13 補修工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、補修工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が当社の工事指名競争参加資格者である場合には、競争参加資格の停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負補修工事の施工能力を有すること。</p>	<u>変更</u>

頁	新	旧	変更内容
新:8 旧:7	<p>1. 1. 14 施工体制台帳等</p> <p>受注者は、補修工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、「施工体制台帳等通知書」を提出しなければならない。</p> <p><u>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</u></p> <p><u>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</u></p> <p><u>(3) 監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</u></p> <p><u>(4) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</u></p> <p><u>3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</u></p> <div data-bbox="587 898 1062 1136" data-label="Image"> </div> <p><u>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。</u></p> <p><u>[注2] 所属会社の社印とする。</u></p> <p><u>図-1.1 名札の標準図</u></p> <p><u>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</u></p>	<p>1. 1. 14 施工体制台帳等</p> <p>受注者は、補修工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令 および「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月13日付け国官技第70号、国営技第30号) に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、「施工体制台帳等通知書」を提出しなければならない。</p> <p>2 第1項の受注者は、国土交通省令 及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月13日付け国官技第70号、国営技第30号) に従って各下受注者の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに 発注者 に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p> <p>4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新	旧	変更内容
<p>新:11 旧:10</p>	<p>1. 1. 16 現場代理人及び主任技術者等 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）を定め、契約締結後 14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後 14日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>3 補修契約書第 8 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 第 6 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更した場合は、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第 1 項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 現場代理人 建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 主任技術者 建設業法第 26 条に規定する者で、軽微な工事を除きイ又はロに掲げる資格を有する者を選定すること。</p> <p>イ 建設業法第 27 条及び建設業法施行令第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、管工事施工管理（一級・二級）に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、管工事施工管理（一級）に関する検定種目に合格したもの。</p> <p>ロ 技術士法第 6 条及び技術士法施行規則第 11 条の規定による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」、「上下水道」又は「衛生工学」としたものに限る。）と</p>	<p>1. 1. 16 現場代理人及び主任技術者等 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）を定め、契約締結後 14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後 14日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>3 補修契約書第 8 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 第 6 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に 一般競争における競争参加資格確認資料等の技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更した場合は、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第 1 項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 現場代理人 建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 主任技術者 建設業法第 26 条に規定する者で、軽微な工事を除きイ又はロに掲げる資格を有する者を選定すること。</p> <p>イ 建設業法第 27 条及び建設業法施行令第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、管工事施工管理（一級・二級）に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、管工事施工管理（一級）に関する検定種目に合格したもの。</p> <p>ロ 技術士法第 6 条及び技術士法施行規則第 11 条の規定による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」、「上下水道」又は「衛生工学」としたものに限る。）と</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新	旧	変更内容
	<p>し、合格した者。かつ、同法第 32 条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者</p> <p>(3) 監理技術者 建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証（管工事又は機械器具設置工事）及び監理技術者講習終了証を有する者であること。</p> <p>(4) 専門技術者 建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。</p> <p>8 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定にあたっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者（当該場所においてその実施を統括管理する者）</p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p>	<p>し、合格した者。かつ、同法第 32 条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者</p> <p>(3) 監理技術者 建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証（管工事又は機械器具設置工事）及び監理技術者講習終了証を有する者であること。</p> <p>(4) 専門技術者 建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。</p> <p>8 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定にあたっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者（当該場所においてその実施を統括管理する者）</p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p>	

頁	新	旧	変更内容
	<p>1. 1. 29 補修工事の完成 受注者は、「施工指示書」に係る補修工事が完成したときは、補修契約書第 28 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 補修工事の完成日とは補修工事が完成した日をいい、補修工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示された補修工事が完成していること。 (2) 補修契約書第 15 条第 1 項に基づく改造が完了していること。 (3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。 (4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について設計図書に特別に定められている場合又は監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 施工指示書（写し） ロ 維持補修工事書 ハ 施工計画書 ニ 作業計画書及び実施工程表 ホ 工事打合せ簿 ヘ 工事週報等 ト 材料検査に関する書類 チ 貸与品に関する書類 リ 図面及び出来形図表 ヌ 現場検査カード ル 工事写真 ヲ 材料計算書 ヱ 管理カード カ 月報 コ 工事完了明細報告書 ク <u>「保全情報管理システム管理カード作成仕様書」（首都高速道路株式会社 平成 22 年 7 月制定）に基づき作成した管理カード</u> ケ <u>その他検査に必要な書類、記録等</u></p>	<p>1. 1. 29 補修工事の完成 受注者は、「施工指示書」に係る補修工事が完成したときは、補修契約書第 28 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 補修工事の完成日とは補修工事が完成した日をいい、補修工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示された補修工事が完成していること。 (2) 補修契約書第 15 条第 1 項に基づく改造が完了していること。 (3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。 (4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について設計図書に特別に定められている場合又は監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 施工指示書（写し） ロ 維持補修工事書 ハ 施工計画書 ニ 作業計画書及び実施工程表 ホ 工事打合せ簿 ヘ 工事週報等 ト 材料検査に関する書類 チ 貸与品に関する書類 リ 図面及び出来形図表 ヌ 現場検査カード ル 工事写真 ヲ 材料計算書 ヱ 管理カード カ 月報 コ 工事完了明細報告書 ク その他検査に必要な書類、記録等</p>	<p>(略)</p> <p><u>追加</u></p>
			(略)

頁	新	旧	変更内容
新:18 旧:17	<p>1. 1. 38 コリNZ (CORINS) への登録</p> <p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (コリNZ) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き</u> 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p><u>登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</u></p> <p><u>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u></p> <p><u>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。</u></p>	<p>1. 1. 38 工事实績データの作成及び登録</p> <p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績データを作成し、「登録のための確認のお願い」にて監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。また、登録機関への実績登録が完了した際には、「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>
新:19 旧:18	<p>1. 1. 39 建設副産物</p> <p>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱 (国土交通事務次官通達 平成 14 年 5 月 30 日)、再生資源の利用の促進について、(建設大臣官房技術審議官通達 平成 3 年 10 月 25 日)、建設汚泥の再生利用に関するリサイクルガイドライン (国土交通省事務次官通達 平成 18 年 6 月 12 日) を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される補修工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票 (紙マニフェスト) 又は電子マニフェストにより、適正に処理されているか確認するとともに、監督職員が請求したときは、<u>遅滞なく提示</u>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、補修工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3 で規定する補修工事施工計画書に記載しなければならない。また、補修工事完成後、速やかに建設廃棄物処理実施書を提出しなければならない。<u>なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</u></p> <p>4 受注者は、発生材のうち PCB を含む電気機器については、特別管理産業廃棄物として、以下のとおり処理すること。</p> <p>(1) PCB が飛散、流出及び地下への浸透等がないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、補修工事完成後、監督職員に引渡すこと。</p> <p>(2) PCB を含む機器類の取扱作業は、必ず補修基地内で行い、補修基地外に搬出しない。</p> <p>(3) PCB を含む機器の取扱いについては、(1)及び(2)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)によるものとする。</p> <p>5 受注者は、<u>「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」</u>第 10 条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第 12 条に基づき書面を作成し、1.4.3 で規定する施工計画書に記載のうえ、説明しなければならない。</p>	<p>1. 1. 39 建設副産物</p> <p>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱 (国土交通事務次官通達 平成 14 年 5 月 30 日)、再生資源の利用の促進について、(建設大臣官房技術審議官通達 平成 3 年 10 月 25 日)、建設汚泥の再生利用に関するリサイクルガイドライン (国土交通省事務次官通達 平成 18 年 6 月 12 日) を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される補修工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票 (紙マニフェスト) 又は電子マニフェストにより、適正に処理されているか確認<u>しなければならない</u>。また、監督職員が必要と認め指示したときは、閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、補修工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3 で規定する補修工事施工計画書に記載しなければならない。また、補修工事完成後、速やかに建設廃棄物処理実施書を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、発生材のうち PCB を含む電気機器については、特別管理産業廃棄物として、以下のとおり処理すること。</p> <p>(1) PCB が飛散、流出及び地下への浸透等がないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、補修工事完成後、監督職員に引渡すこと。</p> <p>(2) PCB を含む機器類の取扱作業は、必ず補修基地内で行い、補修基地外に搬出しない。</p> <p>(3) PCB を含む機器の取扱いについては、(1)及び(2)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)によるものとする。</p> <p>5 受注者は、建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) <u>第 10 条</u>に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第 12 条に基づき書面を作成し、1.4.3 で規定する施工計画書に記載のうえ、説明しなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新	旧	変更内容
新:20 旧:18	<p>1. 1. 40 過積載等の防止</p> <p><u>1</u> 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の補修工事用資材及び機械などの運搬を伴う補修工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><u>2</u> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p><u>3</u> 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p>(2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>(6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p> <p>(7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	<p>1. 1. 40 過積載等の防止</p> <p>—受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の補修工事用資材及び機械などの運搬を伴う補修工事については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）及び車両制限令（昭和36年政令第265号）に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に記載しなければならない。なお、車両制限令第3条第1項に定める制限を超えて補修工事用資材及び機械等を運搬する場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の許可を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p>(2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>(6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p> <p>(7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	<p><u>変更</u></p>
			(略)
	<p>第4節 施工管理</p>	<p>第4節 施工管理</p>	
			(略)

頁	新	旧	変更内容
新:24 旧:23	<p>1. 4. 5 施工法の承諾</p> <p>1 受注者は、「施工指示書」において施工法に関し監督職員の承諾を得ることと指定された事項については、「施工法承諾申請書」を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督職員と協議の上、ICT等を活用することができる。この場合、活用の内容について、「施工計画書」もしくは「作業計画書」に記載しなければならない。</p>	<p>1. 4. 5 施工法の承諾</p> <p>受注者は、「施工指示書」において施工法に関し監督職員の承諾を得ることと指定された事項については、「施工法承諾申請書」を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	追加
			(略)
新:24 旧:23	<p>1. 4. 6 作業計画書</p> <p>受注者は、設計図書に定めのあるとき又は監督職員が必要と認め指示したときは、当該作業着手前に、作業順序、作業方法、社内検査体制等の詳細を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、「作業計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に「変更作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</p> <p>4 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差込むこと。</p>	<p>1. 4. 6 作業計画書</p> <p>受注者は、設計図書に定めのあるとき又は監督職員が必要と認め指示したときは、当該作業着手前に、作業順序、作業方法、社内検査体制等の詳細を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、「作業計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に「変更作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差込むこと。</p>	追加
			(略)
新:26 旧:24	<p>1. 4. 11 工事週報等</p> <p>受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、<u>しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間</u>検査時に確認できるようにしなければならない。</p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間及びその他の補修工事で、監督職員<u>の承諾を受けたうえで</u>「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。</p> <p>3 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p> <p>4 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>1. 4. 11 工事週報等</p> <p>受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、工事検査室工事検査課による検査時に確認できるようにしなければならない。</p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間及びその他の補修工事で、監督職員が認めた工事については、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。</p> <p>3 第1項において、監督職員が認めた工事については、「工事週報・立会検査願」を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p> <p>5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	変更

頁	新	旧	変更内容
			(略)
新:26 旧:25	<p>1. 4. 13 作業用機械の選定等</p> <p><u>1</u> 受注者は、補修工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することができる。</p> <p><u>2</u> 受注者は、「騒音規制法」第14条及び「振動規制法」第14条に基づき、区市に届出を行ったときは、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p><u>3</u> 受注者は、作業用機械の操作、組立又は解体にあたっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1. 4. 13 作業用機械の選定等</p> <p>—受注者は、補修工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2—受注者は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通大臣官房技術審議官通達 平成14年4月1日）」及び「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）」に基づき、原則として指定された排出ガス対策型建設機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用しなければならない。 なお、施工現場又は補修基地において使用する建設機械の写真撮影を行い、主任監督員に提出するものとする。</p> <p>3—受注者は、騒音規制法第14条及び振動規制法第14条に基づき、区市に届出を行ったときは、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4—受注者は、作業用機械の操作、組立又は解体にあたっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。</p>	変更
新:27 旧:26	<p>1. 4. 14 環境保全</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び補修工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p><u>2</u> 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。<u>また、</u>第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p><u>3</u> 監督職員は、補修工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> <u>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>5</u> <u>受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</u></p> <p><u>6</u> <u>受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正 法律第50号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型</u></p>	<p>1. 4. 14 環境保全</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び補修工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに報告し、監督職員から指示があったときは、それに従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p><u>3</u> 監督職員は、補修工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>4—受注者は、ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、東京都が定める「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」や同様に神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、さいたま市等が定める条例を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。</p> <p>5—受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車又は建設機械を使用する場合は、JISが定める規格に適合した燃料油を使用しなければならない。また、調査のため自動車又は建設機械から燃料油を採取する際は、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p>	変更

頁	新	旧	変更内容
	<p><u>建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</u></p> <p><u>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</u></p> <p><u>8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</u></p> <p><u>(1) 東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例</u> <u>（平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号）</u></p> <p><u>(2) 神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例</u> <u>（平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号）</u></p> <p><u>(3) 埼玉県：埼玉県生活環境保全条例</u> <u>（平成 13 年 7 月 17 日条例第 57 号）</u></p> <p><u>(4) 千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例</u> <u>（平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号）</u></p> <p><u>9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に</u></p>		

頁	新	旧	変更内容
	<p><u>基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</u></p> <p><u>10 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</u></p> <p><u>(1)グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</u></p> <p><u>(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</u></p>		
			(略)
<p>新:30 旧:27</p>	<p>第 5 節 安全衛生管理</p> <p>1. 5. 1 一般</p> <p><u>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）や騒音障害防止のためのガイドライン（労働省 平成 4 年 10 月）を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」（以下「土木工事安全衛生管理指針」という。）及び「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成 17 年 3 月 31 日改正）を参考にして、常に補修工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該補修工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</u></p> <p>2 受注者は、補修工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、補修工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p>	<p>第 5 節 安全衛生管理</p> <p>1. 5. 1 一般</p> <p>—受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」-「建築工事安全施工技術指針」（平成 7 年 5 月 25 日 建営監発第 13 号）及び「建設機械施工安全技術指針」（建設省建設経済局建設機械課長 平成 6 年 11 月 1 日）-（以下「土木工事安全衛生管理指針等」という。）を参考にして、常に補修工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該補修工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、補修工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、補修工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>新:30 旧:28</p>	<p>1. 5. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</p> <p>受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p>	<p>1. 5. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</p> <p>受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新	旧	変更内容
	<p>(5) 毎月1回以上補修工事現場内外を巡視して補修工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおり補修工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 補修工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめた上で監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を補修工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</p> <p>(1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及び<u>しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査</u>時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときあつては、他の技術者と兼務できない。</p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p> <p>7 受注者は、補修工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>(5) 毎月1回以上補修工事現場内外を巡視して補修工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおり補修工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 補修工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめた上で監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を補修工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</p> <p>(1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及び工事検査室工事検査課による検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときあつては、他の技術者と兼務できない。</p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p> <p>7 受注者は、補修工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>(略)</p>
	資料 各技術者等の選定及び兼任表	資料 各技術者等の選定及び兼任表	変更

頁	新															旧															変更内容							
技術者等 として選定された本人	本人に対する他の技術者等				兼任の可否											技術者等 として選定された本人	本人に対する他の技術者等				兼任の可否																	
	管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の可否	施工管理			安全管理				照査管理				設計管理 実施設計 付き工事の 実施設計部分	管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の可否	現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	施工管理			安全管理				照査管理		設計管理		
						現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者												管理技術者	照査技術者	担当技術者	現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者
管理種類	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	×	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×				
	主任技術者又は監理技術者 (専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	主任技術者又は監理技術者 (専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	×					
		元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	専門技術者 (専任)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	×					
	専門技術者	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	専門技術者 (専任)	下請負者	複数人	不要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	専任技術者 (常駐)		元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	×					
	専任技術者 (担当する工種の施工期間中 現場に常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	専任技術者 (常駐)	下請負者	複数人	必要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
		下請負者	複数人	必要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	総括安全衛生監理者		元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
	安全管理	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
		統括安全衛生責任者 (常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	△	△	△	△	×	統括安全衛生責任者 (常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	△	△	△	△	△	×				
			混在工事の他の元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	元方安全衛生管理者 (専任)		元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
		元方安全衛生管理者 (専任)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	元方安全衛生管理者 (専任)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
	元方安全衛生管理代理者(元 方安全衛生監理者が職務を 遂行できないときには常駐)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	元方安全衛生管理代理者(常 駐)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
照査管理	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	○	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×					
	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	○	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
設計管理 実施設計 付き工事の 実施設計部分	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×					
	照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	×	照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
	担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					

○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
△：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
×：兼任できない